

令和5年 農地の賃借料

令和5年1月から12月までに農地法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律により賃借権設定した農地の賃借料は次の通りです。

この金額は賃借料を決める際の目安として示すものであり、決定に至っては当事者双方で話し合いのうえ決定してください。

1 田（水稻）の部 （金額は年額／10アール当たり）

地域名	平均値(円)	最高額(円)	最低額(円)	農地数(筆)	備 考
中 央	9,100	20,000	4,600	56	
五十市	8,700	14,500	3,000	60	
祝 吉	10,000	14,800	5,000	80	
沖 水	17,700	25,000	5,000	569	
志和池	9,800	25,000	4,000	151	
庄 内	10,300	50,000	5,700	191	
西 岳	7,400	9,200	6,800	4	
梅 北	8,900	10,800	5,600	16	
安 久	6,500	10,600	1,900	132	
山之口	11,200	15,200	8,000	73	
高 城	13,300	52,700	2,400	186	
山 田	8,700	17,100	3,300	101	
高 崎	11,900	22,100	4,700	125	
都城市	12,600	52,700	1,900	1,744	

2 普通畑の部 （金額は年額／10アール当たり）

地域名	平均値(円)	最高額(円)	最低額(円)	農地数(筆)	備 考
中 央	10,200	15,000	8,000	19	
五十市	9,500	38,700	4,900	215	施設園芸作物 最高額 5,569円
祝 吉	0	0	0	0	
沖 水	8,700	25,000	4,500	116	
志和池	11,000	20,000	2,000	297	施設園芸作物 最高額 18,096円
庄 内	9,000	15,000	3,300	63	施設園芸作物 最高額 50,000円
西 岳	7,700	15,000	3,200	62	
梅 北	9,300	17,500	4,800	141	
安 久	6,400	15,000	2,100	121	施設園芸作物 最高額 20,000円
山之口	10,200	15,000	500	43	施設園芸作物 最高額 20,000円
高 城	9,700	30,000	2,600	299	施設園芸作物 最高額 38,000円
山 田	9,700	22,400	1,000	202	
高 崎	8,700	15,000	4,100	71	施設園芸作物 最高額 19,078円
都城市	9,500	38,700	500	1,649	

※1 農地数は、集計に用いた申請筆数です。

※2 金額は、算出結果を100円単位に四捨五入しています。

※3 無償での貸借及び現物支給は除いています。